

APPLD MICRO 【A1569】
(Applied Micro Circuits Corporation)
を保有されている投資家の皆様へ
ー合併<課税関係の変更>のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、APPLD MICRO と米国の半導体メーカーの MACOM Technology Solutions Holdings, Inc.の合併につきまして、現地保管機関より課税関係の変更通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2017 年 1 月 27 日
2. 現地支払開始日 : 2017 年 1 月 31 日
3. 合併条件 : APPLD MICRO 株式 1 株を 3.25 米ドルの現金、及び MACOM TECH SOLUT 株式 (A0981)0.1089 株と交換する。
4. 主な実施条件 : ・ Montana Merger Sub I, Inc. (MACOM Technology Solutions Holdings, Inc.の完全子会社) が APPLD MICRO 株式に対し実施する株式交換オファーの成立
⇒上記株式交換オファーに対し、現地 2017 年 1 月 25 日の時点で、64,466,846 株 (APPLD MICRO 外部発行済株式総数の約 73.6%) が申込み、本株式交換オファーは成立しました。
・ 現地規制当局の承認
⇒承認されました。
5. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし
※但し、以下の場合は合併の対価として交付される現金部分の支払い(株式交換の際に発生する1株未満株式の売却代金を含む)に対し、配当所得として現地源泉税が課せられます。
・ 海外転出者の場合は30%
・ 米国籍かつ W-9 徴収登録なしの場合は 28%

(前回通知：合併の対価として交付される現金部分の支払い（株式交換の際に発生する1株未満株式の売却代金を含む）に対し、配当所得として現地源泉税10%（但し、W-9徴収登録ありの場合は0%、米国籍かつW-9徴収登録なしの場合は28%、海外転出者の場合は30%）が課せられる可能性があります。）

国内：源泉徴収課税なし

6. その他

- ： ・ 入庫される MACOM TECH SOLUT 株式は、特定口座非対象残高となります。
- ・ MACOM TECH SOLUT 株式は、ナスダック証券取引所に上場しています。
- ・ APPLD MICRO 株式は、現地 2017 年 1 月 27 日付でナスダック証券取引所より上場廃止となりました。
- ・ 合併対価の現金部分は円貨にてお支払い致します。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社